

大分市消防用設備等技術基準

第1章 総 則

1 目的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条の規定に基づく消防同意に係る審査及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）並びに消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び運用並びに指導指針を明確にし、本市における審査事務の円滑な運用を図ることを通じて防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2 用語例

- (1) 「法」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 「令」とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 「規則」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (5) 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府第 55 号）をいう。
- (6) 「条例」とは、大分市火災予防条例（昭和 38 年条例第 70 号）をいう。
- (7) 「条則」とは、大分市火災予防規則（昭和 56 年大分市火災予防規則第 14 号）をいう。
- (8) 「建基法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (9) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (10) 「建規則」とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建築省令第 40 号）をいう。
- (11) 「JIS」とは、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項に規定する日本産業規格をいう。
- (12) 「主要構造部」とは、建基法第 2 条第 5 号に規定するものをいう。
- (13) 「特定主要構造部」とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 イに規定するものをいう。
- (14) 「耐火構造」とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- (15) 「準耐火構造」とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- (16) 「防火構造」とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- (17) 「防火設備」とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定するものをいう。
- (18) 「特定防火設備」とは、建基令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- (19) 「防火戸」とは、建基令第 109 条第 1 項に規定するものをいう。
- (20) 「認定品」とは、規則第 31 条の 4 に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等をいう。

- (21) 「受託評価品」とは、法第 21 条の 2 に規定する検定対象機械器具及び認定品以外の消防の用に供する機械器具等のうち、日本消防検定協会が定める技術基準に適合しているものをいう。
- (22) 「評定品」とは、一般財団法人日本消防設備安全センターが行う消防防災用設備機器性能評定委員会において性能評定した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

3 運用上の留意事項

この基準には、消防用設備等の技術上の基準のうち政令又は省令に定める以外の消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために当市が付加した行政指導基準も含まれている。

下記凡例のとおり、行政指導基準であることが明らかな部分については◆表示とする。

凡 例

無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む）

防火に関する規定に係る法令（第 2 章第 1 節第 2）による事項

◆：行政指導基準

大分市消防局が消防機関として有する過去の火災事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険あるいは消防用設備等の特性等に鑑み、防火対象物の安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

4 新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

- (1) 新たに定めた基準又は変更した基準（以下「新基準」という。）の適用は、運用開始日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えその他の工事中の防火対象物については、法令改正に係る事項を除き、適用しない。
この場合、従前の基準による。
- (2) 法令改正に係る事項を除き、運用開始日以降に用途の変更、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替え等により新基準の適用が義務付けられるものではない。
- (3) (1) 及び (2) に関わらず、関係者の判断により新基準を適用する場合は、新基準を適用する旨その他必要事項を消防同意審査書等に記載すること。

▼改訂履歴

改訂日	改訂箇所	改訂内容
令和6年6月14日	1 目的	内容修正
	2 用語例	内容修正 (12)、(13)、(21) 追加
	3 運用上の留意事項	内容修正
	4 新たに基準を定めた 場合又は基準を変更し た場合の取扱い	内容修正